

対象となる事業主

指定地域で、「指定業種」に属する事業を行う雇用保険適用事業主の方

賃金・移動経費の助成

季節労働者を対象期間（12月16日から翌年の3月15日）中、以下の形態で継続雇用し、かつ対象期間の翌年度の12月15日まで継続して雇用することが見込まれるとき、賃金・移動就労経費の助成が受けられます。

- ① **事業所内就業**……同一の事業所で継続雇用
- ② **事業所外就業**……他の事業所に配置転換、労働者派遣、在籍出向等
- ③ **業務転換**……同一の事業所内で季節的業務以外の業務へ転換（※移動就労経費は除く）

対象となる季節労働者

(1)対象期間の属する年度（以下、「当該年度」という。）の9月16日以前から雇用され、当該年度の1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる人（一定の要件があります）

(2)業務転換の場合は、次のAまたはBに該当する人が対象となります。

A 当該年度の対象期間中に業務転換を開始する場合は、上記(1)と同様です。

B 対象期間以外に（当該年度の12月15日以前に）業務転換を開始する場合は、業務転換開始日に支給対象事業所に3カ月以上継続雇用されていて、当該年度の3月31日までに雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる人（一定の要件があります）。

●次の①から②までのいずれかに該当する人は対象から除かれます。

- ①管理監督的業務に従事する人、または事務など季節の影響を直接受けない業務に従事する人
- ②出稼就労を常態とする人

●申請の対象となる労働者のすべてについて、助成金を受けられるとは限りません。算定式と優先順位に基づいて決められた人数を選出してください。

助成金の支給対象となる労働者

申請の対象となる労働者のうち、

- ① 支給額の高い者
- ② 申請回数の少ない者

の順に、次の式により求められた人数に達するまで選択した労働者です。

算定式

支給対象となる労働者の数

＝申請時の対象労働者の数－（**基礎数**－当該年度の3月15日現在の継続雇用労働者の数）

基礎数とは、

- ① 昭和59年以降、初めて支給を受けようとする場合、または過去に助成金の支給を受けたことがあるが、直前3年間以上にわたって助成金の支給を受けたことがない場合は、当該年度の12月15日現在における継続雇用労働者の数。
- ② ①以外の場合は、前年までに支給が確定した労働者数により、一定の式で算出されます。